

令和3年度

通学路安全総点検  
実施要領

令和3年7月

埼玉県通学路安全検討委員会

# 目次

1	通学路安全総点検の概要	1
2	通学路安全総点検点検要領（資料 1－1, 1－2）	2
3	実施方法及び予定	10
4	スケジュール（資料 2）	13
5	フローチャート図（資料 3）	14

## 1 通学路安全総点検の概要

埼玉県では、認可保育所（園）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下、学校等という。）の通園路、通学路（以下、通学路という。）の整備を計画的に実施することにより、通学時の未就学児や児童、生徒（以下、児童等という。）の交通安全を確保するため、通学路における交通安全施設等の点検を行う通学路安全総点検（以下、通安点という。）を平成14年度以降、4度にわたり実施してきた。

平成28年度に実施した通安点から4年が経過していることや通学路及びその周辺環境の変化に対応するため、令和3年度に通安点を実施する。

### ○対象市町村

62市町村（さいたま市を除く県内全市町村）

### ○対象学校等

認可保育所（園）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

### ○対象路線

対象学校等の通学路

### ○点検者

学校等の教職員及び保護者等

### ○点検項目

歩道、防護柵、照明灯、区画線など

## 通学路安全総点検 点検要領

### 1 目的

埼玉県では、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関で構成する「通学路安全検討委員会」において「通学路の安全確保に関する取組の方針」をまとめた。

この方針に基づき、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の通園路、通学路（以下「通学路等」という。）の整備を計画的に実施することにより、通学時の未就学児や児童、生徒（以下「児童等」という。）の交通安全を確保するため、児童等の視点から通学路等における交通安全施設等の点検を行うものである。

### 2 通学路等の定義

本要領でいう「通学路等」は、児童等が徒歩または自転車で通学する道路の区間とし、スクールバス等による通学区間は含まない。

### 3 点検対象道路

- (1) 原則として学校等が指定している全ての通学路等。
- (2) 未就学児・児童等が日常的に集団で移動する経路。（散歩等の園外保育）
- (3) 学校等で通学路等を指定していない場合の点検対象道路の考え方は、次によるものとし、各学校等において適宜定めるものとする。

#### ①認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校

- (1) 児童等が学校等に通うため、1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間
- (2) 児童等が学校等に通うため通行する道路の区間で、学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に在し、かつ、児童等の通行の安全を特に確保する必要があるもの。
- (3) その他、児童等の通学（園）の安全を確保するため、特に必要と認められる道路の区間

#### ②高等学校

- (1) 生徒が通学のために乗降する鉄道駅、バス停から学校敷地の出入口までの道路の区間
- (2) 生徒が学校に通うため通行する道路の区間で、学校の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に在し、かつ、生徒の通行の安全を特に確保する必要があるもの。
- (3) その他、生徒の通学の安全を確保するため、特に必要と認められる道路の区間

#### 4 点検体制

通学路安全検討委員会は、学校等に点検を依頼するものとし、関係機関は必要に応じて点検に協力する。

#### 5 点検方法

##### (1) 点検方法

学校等は、保護者等の協力を得て通学路等の点検を実施する。通学路等の点検については、地域の実情や事故件数等を考慮し、踏査、アンケート等、効果的な方法により実施するものとする。

##### (2) 点検のポイント

点検項目は【別紙1】の「通学路安全総点検 点検のポイント」を参考に、地域の状況等により、学校等において必要に応じて加えるものとする。また、点検にあたっては、児童等の視点を考慮して行うものとする。

#### 6 点検票の提出

点検した結果は、【別紙2】の点検票に記入のうえ、指定された提出先に提出するものとする。点検票の記入に当たっては、問題箇所1箇所につき点検票1枚とし、記入例を参考に、具体的な危険箇所やその延長、周囲の状況等をできるだけ詳しく記入するものとする。

## 通学路安全総点検 点検のポイント

◆ハード対策	
(大項目) 点検項目	(小項目) 点検の視点
1. 歩道整備	①歩道が設置されているか。 ②歩道が連続しているか。 ③歩道の幅員は適切か。 ④歩道に段差、凹凸はないか。 ⑤車道と歩道を分離する縁石ブロック等が適切な箇所に設置されているか。 ⑥歩道が整備されれば、迂回しなくて済むか。 ⑦街路樹等で視認性が悪くないか。 ⑧街路樹等が歩行空間を狭めていないか。 ⑨歩道と隣接するブロック塀などの建築物に傾きやひび割れ等の異常はないか。
2. 交差点整備	①車道と歩道が構造物（車止め、縁石ブロック等）で分離されているか。 ②見通しの悪い構造となっていないか。
3. 舗装	①舗装面に凹凸がないか。 ②必要な箇所に舗装されているか。
4. 区画線	①白線や標示（横断歩道・一時停止等）が消えていないか。 ②必要な箇所及び適切な箇所に設置されているか。
5. 側溝	①転落の危険性はないか。 ②蓋の間に隙間や凹凸がないか。
6. 防護柵	①必要な箇所及び適切な箇所に設置されているか。 ②防護柵の破損やボルトの飛出しが無いか。 ③防護柵の隙間から転落する危険はないか。
7. 標識	①必要な箇所及び適切な位置に設置されているか。 ②街路樹等のため、見えにくいのか。
8. 照明灯	①横断歩道などの必要箇所及び適切な箇所に照明灯はあるか。
9. カーブミラー	①必要な箇所及び適切な箇所に設置されているか。 ②カーブミラーの向きは適切か。
10. 電柱・電話BOX	①歩行空間を狭めていないか。
11. 橋（歩道橋含む）	①歩道が設置されているか。 ②防護柵の隙間から転落する危険はないか。 ③階段の目隠し板等で視認性が悪くないか。
12. 信号機	①必要な箇所及び適切な箇所に設置されているか。 ②歩行者用信号の時間は適切か。 ③必要な箇所に歩行者用灯器があるか。

※地域の実態に応じて必要なポイントを点検してください。また、その他の欄に必要なポイントの記入をお願いいたします。

◆ソフト対策	
(大項目) 点検項目	(小項目) 点検の視点
1. 通学路の設定	① 設定の有無、ルートが適切か。
2. 通学路での交通事故発生箇所	① 登下校時、児童等を巻き込んだ事故が多発している箇所はないか。
3. 交通規制	① 通過車両を排除する必要がないか。 ② 必要な箇所に必要な規制がなされているか。 ③ 交通規制の時間は適切か。
4. 不法占用物件	① 看板、商品等が通行の支障となっていないか。 ② 放置自転車等が通行の支障となっていないか。
5. 雑草（樹木）繁茂	① 雑草が繁茂していることにより、見通しが悪くなっていないか。 ② 樹木により、見通しが悪くなっていないか。

※地域の実態に応じて必要なポイントを点検してください。また、その他の欄に必要なポイントの記入をお願いいたします。

点検実施年月日：令和 3 年 月 日

## 通学路安全総点検 点検票

		管理番号	
学校・保育所・幼稚園名	立	学校・保育所・園	
問題箇所の所在地	市・町・村	番地	
	目標物：		
問題箇所の道路種別 (該当する項目に☑) (括弧には番号又は名前)	<input type="checkbox"/> 国道 ( ) <input type="checkbox"/> 県道 ( ) <input type="checkbox"/> 市町村道		
指摘事項 (該当する項目に☑)	ハード対策	<input type="checkbox"/> 歩道整備 <input type="checkbox"/> 交差点整備 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 区画線 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 防護柵 <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> 照明灯 <input type="checkbox"/> カーブミラー <input type="checkbox"/> 電柱・電話 BOX <input type="checkbox"/> 橋(歩道橋含む) <input type="checkbox"/> 信号機 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	ソフト対策	<input type="checkbox"/> 通学路の設定 <input type="checkbox"/> 通学路での交通事故発生箇所 <input type="checkbox"/> 交通規制 <input type="checkbox"/> 不法占用物件(看板、放置自転車等) <input type="checkbox"/> 雑草(樹木)繁茂 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
問題箇所の状況 (指摘事項の内容を詳しく記入)			
<b>【位置図】</b> 間違って記入すると、それぞれの管理者に伝わりません。 方位や通学生徒の動線、問題箇所の延長や箇所数などの数量・規模を記入してください。			
		住宅地図	市・町・村
		GoogleMap	ページ
		緯度	経度
処理担当	国土交通省	県	市町村 警察 東電 NTT その他 ( )

※点検者の方は太枠内を記入してください。



## 通学路安全総点検 写真帳

管理番号

### 全景

※全景は可能な中で、目標物（目印）を映してください。

### 近景

※ 写真帳は、点検票ごとに作成してください。

※ 作成は任意ですが、管理者が現場を確認する際の参考となりますので、出来るだけ作成してください。

点検実施年月日：令和 3 年 ● 月 ● 日

点検日を記入してください。

### 通学路安全総点検 点検票

管理番号

管理者が記入する欄なので未記入で大丈夫です。

学校・保育所・幼稚園名	●●● 立 ●●● 学校・保育所・園
問題箇所所在地	●●● 市・町・村 ●●●-▲▲ 番地
問題箇所の道路種別 (該当する項目に☑) (括弧には番号又は名前)	<input type="checkbox"/> 国道 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 県道 ( ●●●●線 ) <input type="checkbox"/> 市町村道 目標物： ●●小学校、▲▲商店、■交差点
指摘事項 (該当する項目に☑)	<b>ハード対策</b> <input type="checkbox"/> 歩道整備 <input type="checkbox"/> 交差点整備 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 区画線 <input checked="" type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 防護柵 <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> 照明灯 <input type="checkbox"/> カーブミラー <input type="checkbox"/> 電柱・電話 BOX <input type="checkbox"/> 橋(歩道橋含む) <input type="checkbox"/> 信号機 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<b>ソフト対策</b> <input type="checkbox"/> 通学路の設定 <input type="checkbox"/> 通学路での交通事故発生箇所 <input type="checkbox"/> 交通規制 <input type="checkbox"/> 不法占用物件(看板、放置自転車等) <input type="checkbox"/> 雑草(樹木)繁茂 <input type="checkbox"/> その他 ( )
問題箇所の状況 (指摘事項の内容を詳しく記入)	側溝蓋がガタついていて児童が歩く際に危険である
<b>【位置図】</b> 間違えて記入すると、それぞれの管理者に伝わりません。 方位や通学生徒の動線、問題箇所の延長や箇所数などの数量・規模を記入してください。	
住宅地図 _____ 市・町・村 _____ ページ _____ GoogleMap 緯度 _____ 経度 _____	
処理担当	国土交通省 県 市町村 警察 東電 NTT その他 ( )

問題箇所が明確に分かるよう目印となるものを記入してください。

路線名が分からない場合には、路線番号のみの記入でも大丈夫です。

指摘事項が項目にない場合には、その他にチェックしてください。また、その際は ( ) 内に指摘事項を具体的に記入してください。

指摘事項の内容が分かるよう具体的に記入してください。

例1) 横断歩道についての指摘事項を挙げる場合  
 ①横断歩道を設置(新設)してもらいたい  
 ②横断歩道を補修(再塗布)してもらいたい

例2) 標識についての指摘事項を挙げる場合  
 ①交通規制標識(or 警戒標識、or 案内標識)を直してもらいたい。(○基)  
 また、補足の情報があればこちらに記入してください。

詳細な地図(住宅地図やgoogleMap等)を利用し問題箇所を記入してください。住宅地図を利用した場合は、ページ数も記入してください。GoogleMapを利用した場合は、緯度・経度を記入してください。略図には問題箇所のほか、目標物や方位を記入してください。できるだけ、指摘事項の延長を記入してください。

**各管理者が現地確認をする際に必要となりますので、御協力をお願いします。**

管理者が記入する欄なので未記入で大丈夫です。

※点検者の方は太枠内を記入してください。

## 通学路安全総点検 写真帳

管理番号



※ 写真帳は、点検票ごとに作成してください。

※ 作成は任意ですが、管理者が現場を確認する際の参考となりますので、出来るだけ作成してください。



### 3 実施方法及び予定

令和3年度の通安点及び点検結果等に基づく通学路整備計画の策定は、以下のとおり実施する。

(1) 点検実施依頼（3月から4月まで）

関係機関等を通じて、対象となっている学校等に点検の実施を依頼する。

(2) 点検実施（5月から7月末まで）

学校関係者が中心となり、5月から7月末までにかけて、現地の点検等を行い、問題箇所の抽出を行う。

点検及び問題箇所の抽出にあたっては、資料1-1「通学路安全総点検要領」及び資料1-2「点検票（及び記入例）」により実施する。

8月から9月中旬まで

(3) 対策必要箇所の抽出及び対策案の検討（~~8月から9月末まで~~）

点検結果による問題箇所について、道路管理者及び交通管理者など各管理者は、対策必要箇所の抽出及び対策案の検討を行う。

10月上旬まで

(4) 対策案の決定（~~10月~~）

各管理者は、全ての問題箇所の検討結果（対策の要否含む）について、点検を実施した全ての学校等に通知する。

ただし、公立小学校及び公立特別支援学校小学部については、方針に基づく地区通学路安全検討委員会において話し合いを行った上で通知する。

10月末まで

(5) 整備計画の策定（~~11月から~~）

対策案決定後、地区通学路安全検討委員会は令和4年度から5年間で通学路整備計画及び通学路の安全対策として実施する道路整備箇所（歩道、バイパス等）（以下、整備計画という。）を策定する。

なお、整備計画の策定については、別途連絡する。

(6) 整備計画の公表

整備計画を策定後、県においては県土整備事務所毎に総括した一覧表を公表する。また、各市町村において、学校等毎の一覧表及び必要に応じて小学校における通学路対策箇所図を公表する。

## スケジュール

R 2 年度			
R 3 年度	3～4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画等の検討・策定</li> <li>・各学校へ点検実施依頼</li> </ul>	関係機関と実施計画・点検要領を検討、策定し、各学校へ点検の実施依頼を行う。
	5～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検実施</li> </ul>	教職員、保護者等が点検を実施する。
	8～9月中旬 <del>8～9月</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策必要箇所の抽出</li> <li>・対策案の検討</li> </ul>	道路管理者及び交通管理者は、問題箇所のうち対策が必要な箇所を抽出し、対策案の検討を行う。
	10月上旬まで <del>10月</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策案の決定</li> <li>・点検実施学校等に対して検討結果を通知</li> </ul>	対策案の決定後、点検を実施した全ての学校等に対して検討結果を通知する。
	10月末まで <del>11月</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全対策として実施する道路整備箇所の策定</li> <li>・整備計画の策定・公表</li> <li>・対策の実施</li> </ul>	道路管理者は、通学路の安全対策が必要な道路整備箇所を抽出し、整備計画に追加する。 整備計画については、策定後、整備計画を公表し、早期着手可能な対策を実施する。

(資料2「スケジュール」、資料3「フローチャート図」参照)

(参考) 整備計画策定後の予定

○ 推進体制

方針に基づき、本庁を主体とした「埼玉県安全検討委員会（以下、本委員会という）」と地域機関を主体とした「地区通学路安全検討委員会（以下、地区委員会という）」を設置しており、国、県、市町村及び警察等、関係機関が連携し一体となって通学路の安全対策に取り組む。

通学路安全検討委員会		地区通学路安全検討委員会	
国	大宮国道事務所	国	大宮国道事務所
	北首都国道事務所		北首都国道事務所
占有者	東京電力(株)	占有者	東京電力(株)
	NTT(株)		NTT(株)
県警	交通企画課	県警	所轄警察署
	交通規制課	教育	市町村教育委員会
教育	教育局保健体育課		道路担当課
	総務部学事課	市町村	交通安全担当課
	県民生活部防犯・交通安全課		保育所担当課
	福祉部少子政策課	事務局	県土整備事務所
県土整備部道路街路課			
事務局	道路環境課		

○ 対策の実施

各管理者は、整備計画に基づき、対策を実施する。

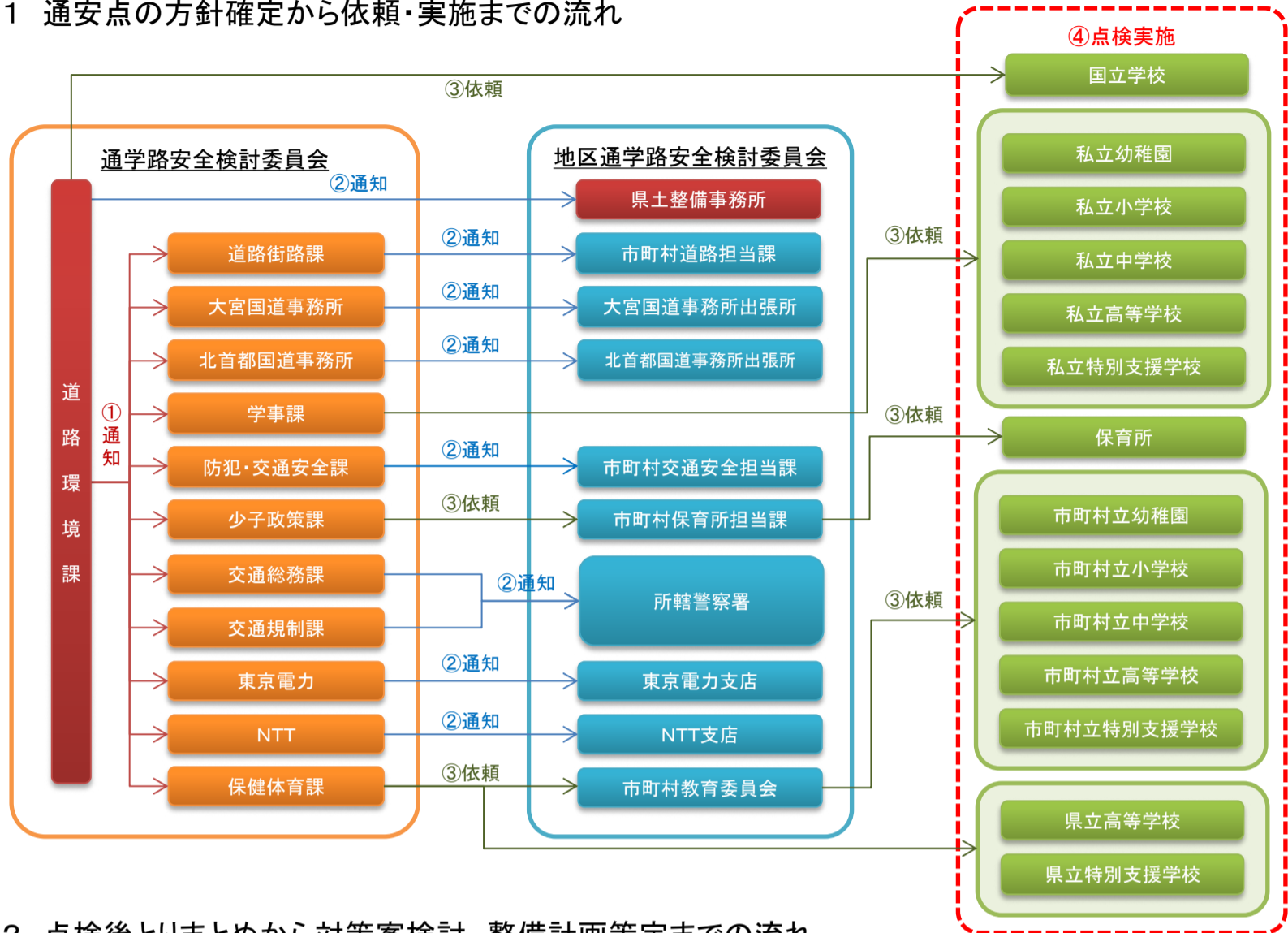
また、適宜地区委員会を開催し、各管理者からの進捗状況報告により整備計画の進捗管理を行う。

# スケジュール

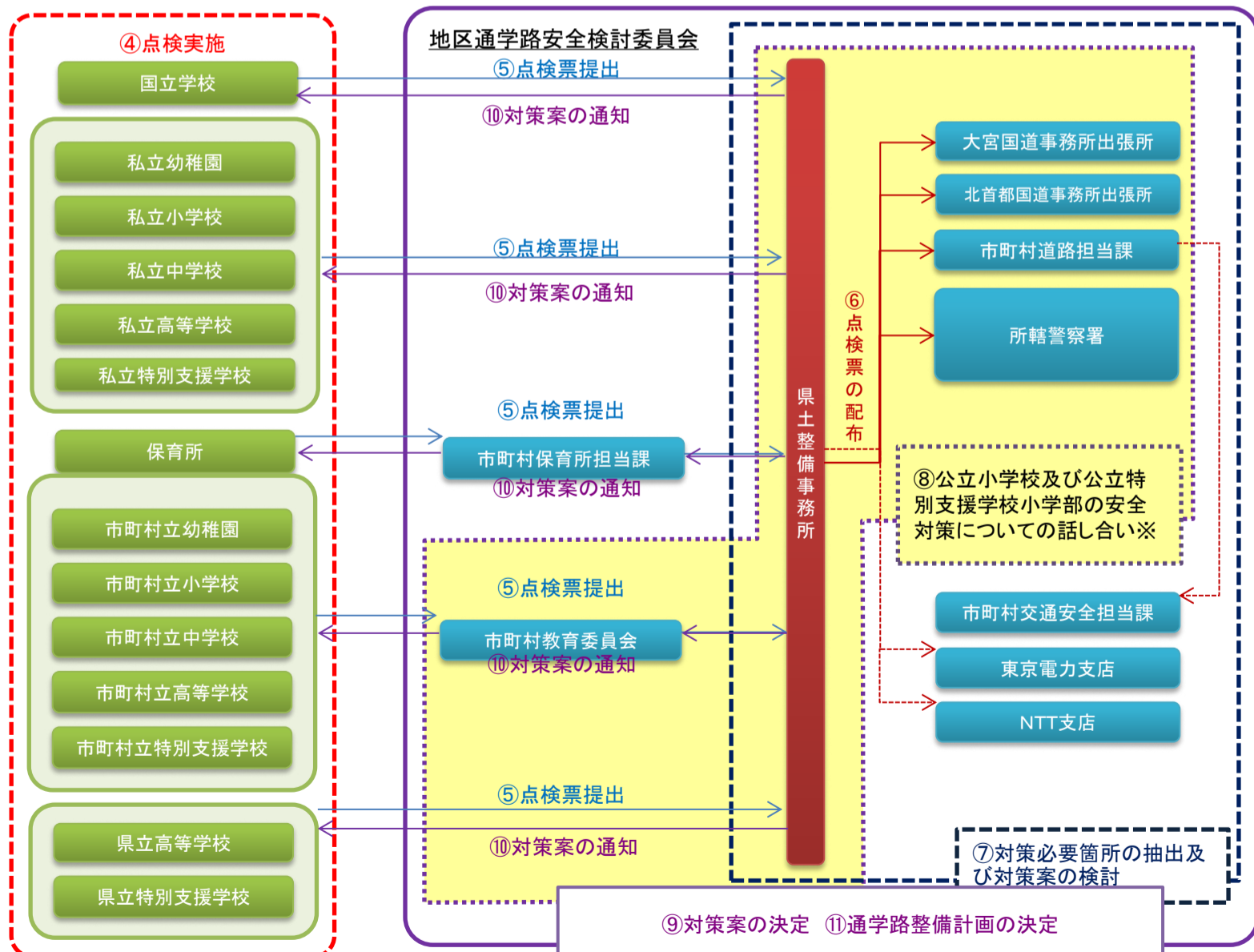
		令和2年度			令和3年度										
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～	
通学路安全検討委員会	国				★ R2第3回本委員会 ・点検要領の確認 ・点検実施までの流れについて ・点検後の作業について(案)	★ R3第1回本委員会 ・第4期整備計画の進捗報告 ・点検についての報告 ・整備計画の作成について ・対策案の話し合い及び通知について					★ R3第2回本委員会 ・第4期整備計画(R3上半期)の進捗報告 ・点検結果の報告 ・整備計画の決定				
	県	国道事務所			◎ 点検実施通知→出張所へ										
		学事課			◎ 点検実施依頼→私立学校等へ										
		防犯・交通課			◎ 点検実施依頼→市町村交通安全担当課へ										
		少子政策課			◎ 点検実施依頼→市町村保育担当課へ										
	教育	道路街路課			◎ 点検実施通知→市町村道路担当課へ										
		保健体育課			◎ 点検実施依頼→公立高校、市町村教育委員会へ										
	県警	交通企画課			◎ 点検実施通知→所轄警察署へ										
		交通規制課			◎ 点検実施通知→所轄警察署へ										
	民間	東京電力			◎ 点検実施通知→支店へ										
NTT				◎ 点検実施通知→支店へ											
事務局	道路環境課	○ 第3回本委員会・地区委員会資料準備 ・点検要領(案) ・点検実施までのフロー図 ・整備計画作成要領(案) ・点検後作業のフロー図(案) ・質疑応答集等		◎ 点検実施依頼→本委員 ○ R3第1回地区委員会資料準備 ・第4期整備計画総括表 ・整備計画作成要領 ・点検後作業フロー図 ◎ 点検実施通知→県土整備事務所へ ◎ 点検実施依頼→国立学校へ	◎ R3第1回本委員会開催依頼 ○ R3第1回本委員会資料準備 ・第4期整備計画総括表とりまとめ ○ 整備計画準備 ・整備計画作成要領 ・整備計画様式 ・点検後作業フロー図			○ 第2回地区委員会資料準備 ・第4期整備計画総括表 ・点検結果様式	◎ R3第2回地区委員会開催依頼	◎ 第5期整備計画の通知及び公表 →本委員会委員へ →県土整備事務所へ					
地区通学路安全検討委員会			★ R2第3回地区委員会開催依頼 ◎ R2第3回本委員会開催通知	★ R2第3回地区委員会(～3月下旬) ・点検要領の確認 ・点検実施までの流れについて ・点検後の作業について(案)	★ R3第1回地区委員会(～5月上旬) ・第4期整備計画(R2)の進捗報告 ・点検についての最終確認 ・整備計画の作成について ・対策案の話し合い及び通知について					★ R3第2回地区委員会(～9月下旬) (小学校の安全対策の話し合い) ・第4期整備計画(R3上半期)の進捗報告 ・点検結果の報告 ・地区整備計画の決定					
市町村	国道事務所出張所								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所						
	道路担当課								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所						
	交通安全担当課								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所						
	保育所担当課			◎ 点検実施依頼→保育所へ					・点検票回収→保育所から ・点検票提出→県土整備事務所へ						
	教育	市町村教育委員会			◎ 点検実施依頼→公立学校等(幼稚園、小学校、中学校)へ				・点検票回収→公立学校等(幼稚園、小学校、中学校)から ・点検票提出→県土整備事務所へ	◎ 対策案の通知 →公立小学校、公立特別支援学校へ					
	県警	所轄警察署								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所					
		東京電力								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所					
	民間	NTT								・点検票受領→県土整備事務所 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成、提出→県土整備事務所					
		事務局	県土整備事務所	◎ R2第3回地区委員会開催通知			◎ R3第1回地区委員会開催通知 ・第4期整備計画(R2)の進捗とりまとめ			・点検票回収→国立学校、私立学校等、県立高校 ・点検票を管理者ごとに振り分け配布 ・対策必要箇所の抽出及び対策案の検討、決定 ・整備計画作成	◎ 対策案の通知 →各学校へ	◎ 第5期整備計画の通知 →地区委員会委員へ			
	国立学校								・点検票提出→県土整備事務所へ						
私立学校等								・点検票提出→県土整備事務所へ							
公立学校等 (幼稚園、小学校、中学校)								・点検票提出→市町村教育委員会へ							
公立高校								・点検票提出→県土整備事務所へ							
保育所								・点検票提出→市町村保育担当課へ							

第5期通学路整備計画  
着手

1 通安点の方針確定から依頼・実施までの流れ



2 点検後とりまとめから対策案検討、整備計画策定までの流れ





※ 公立小学校及び公立特別支援学校小学部の安全対策についての話し合いのイメージ

地区委員会を活用して話し合いを行う場合

